**平成２３年（フ）第１５号**
新潟県新発田市中曽根町１丁目４番14号
債務者　吉田　邦司
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２３年（フ）第１６号**
新潟県新発田市中曽根町１丁目４番14号
債務者　吉田　君子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２２年（フ）第４３０号**
石川県白山市徳丸町409番地２　パークサイド409　201号室
債務者　龍池　健人
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第９号**
石川県白山市末広２丁目66番地　ガーデンハウスさつき７号室、従前の住所石川県白山市七郎町６番地５
債務者　鍛治谷竜也
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第２６号**
金沢市八田町東222番地
債務者　浦田　直勝
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第２９号**
金沢市神谷内町ヘ８番地１　ダイヤハイツ103号室、従前の住所金沢市小坂町西98番地
債務者　多田　正夫
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第１１号**
福井県敦賀市泉ケ丘町19番地の６
債務者　奥野　恭兵
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２３年（フ）第４０号**
岐阜県本巣市春近142番地３
債務者　福井志保子（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第４６号**
岐阜県瑞穂市穂積1764番地２　シェリーハウス105号
債務者　國分　長史
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第５０号**
岐阜県関市桜台３丁目４番12号
債務者　平田　浩充
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第５２号**
岐阜市春日町２丁目43番地３　井上ビル202号室
債務者　宮下ナツ子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第５６号**
岐阜県羽島市小熊町島４丁目51番地　セレーノⅢ棟102号室
債務者　青木佐知子（旧姓神田）
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第３５９９号**
名古屋市南区汐田町11番20号　ラ・トゥール呼続302号
債務者　髙城　大喜
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１９０号**
愛知県知多市長浦３丁目145番地
債務者　野田　広明
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３４３号**
名古屋市緑区平手南１丁目1407番地　レオパレスフローラ203、住民票上の住所名古屋市中川区万場４丁目1109番地　フィオーレ・K201号
債務者　加畑美由紀
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第８０３号**
兵庫県姫路市大津区長松303番地12、営業所の所在地兵庫県姫路市勝原区宮田554番地３リバティ１―101
債務者　のんのんカフェこと銀座ロッソジュエルこと　高村恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第９９３号**
兵庫県加古郡稲美町和田318番地の４
債務者　飯田　眞三
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所姫路支部